

### ③ローカルルール

		国のガイドライン（道路運送法、道路運送法施行規則、通達）	射水市福祉有償運送等実施要綱	備 考
1	運送の区域	発地又は着地が運営協議会において協議により定められた市町村を単位とする区域	第7条 運送の発地又は着地が「射水市内」にあること	H24年度協議会で「ふらっと」⇒「射水市内」に変更承認
2	運転者の要件	第一種運転免許を受けている者でセダン型車両を使用する場合は、次の要件のいずれかを備える者とする イ. 介護福祉士 ロ. 国土交通大臣が認定するセダン等運転講習を修了していること ハ. (社)全国乗用自動車連合会等が行う、ケア輸送サービス従事者研修を終了していること ニ. 訪問介護員など		2年に1回講習を受講している。 (2年に1回の義務付けはないが、自主的に行うことは妨げない)
3	車両	乗車定員11人未満の寝台車、車いす車、兼用車、回転シート車、セダン等。 ただし、セダン型を使用する場合は、運転者その他の乗務員に訪問介護員等の必要な要件を備えさせる	第8条 (1)車椅子若しくはストレッチャーのためのリフト、スロープ、寝台等の特殊な設備を設けた自動車 (2)回転シート、リフトアップシート等の乗降を容易にするための装置を設けた自動車 (3)セダン型(ワンボックス型)	H27年度協議会でセダン型(ワンボックス型)の追加承認
4	運送しようとする旅客の範囲	①身体障害者福祉法に規定する身体障害者 ②介護保険法に規定する要介護認定を受けている者 ③介護保険法に規定する要支援認定を受けている者 ④その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害、その他の障害を有する者	第3条 射水市及びその周辺に居住する療育手帳保持者(児)又は療育手帳交付該当者に準じる者であらかじめ登録した会員及びその付添人とする。	
5	協議会	運営協議会の議決方法を定めること。(全会一致、多数決等、方法について決まりはない。) 運営協議会は公開で行うこと(議事概要の公開でも可)	協議が整わなかった場合の対応については条例で規定している。 (第4条4 会長は、地域内の必要性等の協議において、協議が整わなかった場合の調整を行う委員をあらかじめ指定する)	